

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	2.9E-1				1.6E+2		1.7E+2	333.2
2	アクリルアミド							8.0E-2	0.1
3	アクリル酸エチル							3.0E+2	300.1
4	アクリル酸及びその水溶性塩	3.5E+1						8.5E+0	43.6
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							3.0E+2	300.0
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル								
7	アクリル酸n-ブチル	1.1E+1							10.9
8	アクリル酸メチル							3.0E+2	300.0
9	アクリロニトリル							2.7E+2	265.5
10	アクロレイン		8.0E+3					9.8E+2	8,986.1
11	アジ化ナトリウム	1.1E+0							1.1
12	アセトアルデヒド		4.3E+4					5.4E+3	48,121.6
13	アセトニトリル	1.7E+2						3.4E+2	509.2
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							3.6E-1	0.4
17	o-アニシジン								
18	アニリン							3.8E+0	3.8
20	2-アミノエタノール	4.5E+1			4.0E+4			1.1E+4	51,073.6
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					2.7E+2	5.7E+1		329.3
23	p-アミノフェノール							1.2E-1	0.1
24	m-アミノフェノール							5.6E-2	0.1
25	メトリブジン					2.8E+0			2.8
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							2.0E+0	2.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)	3.0E+3			2.1E+5			2.0E+4	237,904.3
31	アンチモン及びその化合物	9.8E-1						4.0E+1	41.4
33	石綿		8.8E+0						8.8
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート								
36	イソブレン							7.5E+3	7,453.5
37	ビスフェノールA	1.7E+1						1.7E+0	18.7
40	ピフェナゼート					1.0E+2			100.0
41	フルトラニル					3.5E+2			353.0
46	キザロホップエチル					4.2E+1			42.0
47	ブタミホス					1.0E+3			1,041.0
48	E P N					7.7E+2			765.0
49	ペンディメタリン					7.4E+2			738.2
50	モリネート					2.3E+3			2,280.0
51	2-エチルヘキサノ酸							2.5E-3	0.0
52	アラニカルブ					2.4E+2			240.0
53	エチルベンゼン	8.0E+4	9.7E+4	7.7E+4				1.2E+4	265,334.2
54	ホスチアゼート					3.0E+2			295.5
56	エチレンオキシド	3.1E+2						1.1E+2	423.3
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	9.4E+2		1.5E+2				5.9E+1	1,150.6
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	3.2E+1						1.4E+1	46.3
59	エチレンジアミン							1.8E+2	178.2
60	エチレンジアミン四酢酸	1.3E+2			3.0E+2			3.4E+2	771.6
61	マンネブ					4.1E+3			4,050.0
62	マンコゼブ					2.1E+4			21,369.0
63	ジクアドジプロミド					1.9E+3			1,891.7
64	エトフェンブロックス					1.2E+3	1.4E+2		1,297.7
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ								
70	エマメクチン安息香酸塩					2.4E+1			23.7
71	塩化第二鉄	9.1E-2							0.1

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							1.3E-1	0.1
75	カドミウム及びその化合物							7.3E-4	0.0
76	ϵ -カプロラクタム							2.9E-2	0.0
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	1.1E+5	3.6E+5	1.2E+5				1.3E+5	718,736.7
81	キノリン								
82	銀及びその水溶性化合物	1.9E+0						1.1E+1	12.5
83	クメン	1.6E+2						7.3E+1	228.3
84	グリオキサール							5.1E-1	0.5
85	グルタルアルデヒド	1.9E+1						9.8E+2	994.0
86	クレゾール							8.3E+1	83.0
87	クロム及び3価クロム化合物	1.8E+0						5.4E+0	7.2
88	6価クロム化合物	1.4E+1		1.4E+2					155.1
89	クロロアニリン								
90	アトラジン								
91	シアナジン					5.7E+2			574.5
92	トルフェンピラド					6.3E+2			630.0
93	メトラクロール					4.2E+2			418.5
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					9.3E+2			933.0
96	ジフェノコナゾール					5.3E+1			52.8
98	クロロ酢酸							4.1E-3	0.0
99	クロロ酢酸エチル								
100	プレチクロール					2.3E+3			2,324.7
101	アラクロール					1.2E+2			116.0
103	HCFC-142b							1.8E+4	17,525.5
104	HCFC-22							1.9E+5	189,045.1
108	メコプロップ					1.0E+3			1,004.3
113	シマジン					1.6E+2			158.0
114	インダノファン					1.0E+2			100.4
115	フェントラザミド					2.3E+3			2,345.4
116	ヘキシチアゾクス					1.0E+1			10.0
117	テブコナゾール					6.6E+2	9.4E+1		758.7
118	マイクロブタニル					3.1E+0			3.1
119	フェンブコナゾール					1.3E+2			132.0
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン								
125	クロロベンゼン	9.7E+1						9.8E+1	195.1
126	CFC-115							6.9E+2	694.3
127	クロロホルム	3.3E+2						1.1E+3	1,434.2
132	コバルト及びその化合物	3.6E+1						4.9E+2	529.3
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	4.9E+2						9.9E-2	485.2
134	酢酸ビニル							4.0E+2	395.7
136	サリチルアルデヒド							2.6E-2	0.0
137	シアナミド					3.1E+1			31.0
138	ジクロシメット					2.1E+1			21.0
139	トラロメリン					1.4E+0	9.3E+0		10.7
140	フェンプロパトリン					1.9E+2	1.3E+1		203.2
141	シモキサニル								
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	4.0E+1						3.4E+2	381.4
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							1.4E+0	1.4
146	ピリミホスメチル					1.9E+2			188.0
147	チオベンカルブ					2.8E+3			2,808.0
148	カフェンストロール					1.4E+3			1,390.4
150	1,4-ジオキサン	6.4E+1						1.4E+3	1,476.1

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					1.1E+3			1,050.5
153	テトラメリン						3.2E+2		318.3
154	シクロヘキシルアミン							2.7E+1	26.6
157	1,2-ジクロロエタン	5.3E+1						1.7E+0	54.4
161	CFC-12							1.6E+4	15,632.3
162	プロピザミド					1.2E+3			1,182.0
164	HCFC-123							2.6E+3	2,593.6
168	イブプロジオン					5.0E+1			50.0
169	ジウロン					8.8E+2		3.6E+1	919.9
170	テトラコナゾール					1.2E-1			0.1
171	プロピコナゾール					8.9E+1			89.3
172	オキサジクロメホン					3.9E+2			391.7
174	リニュロン					2.3E+3			2,266.5
175	2,4-D					1.7E+3			1,679.2
176	HCFC-141b							3.5E+4	34,563.6
178	1,2-ジクロロプロパン							1.4E+0	1.4
179	D-D					8.4E+3			8,429.5
181	ジクロロベンゼン						7.9E+2	1.9E+5	190,801.7
182	ピラゾキシフェン					9.6E+1			96.0
183	ピラゾレート					1.7E+3			1,730.0
184	ジクロベニル					7.7E+2			773.1
185	HCFC-225							9.7E+3	9,724.8
186	塩化メチレン	2.8E+4						3.2E+0	28,382.0
187	ジチアノン					4.3E+2			428.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							2.4E+2	242.4
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					1.2E+3			1,236.0
193	エチルチオメトン					1.1E+3			1,055.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					2.8E+2			283.0
196	メチダチオン					3.8E+3			3,802.0
197	マラソン					1.6E+3			1,559.0
198	ジメトエート					6.8E+1			68.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							1.5E-6	0.0
203	ジフェニルアミン							7.0E-2	0.1
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							2.2E+1	21.6
206	カルボスルファン					1.8E+2			181.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	8.2E+0					9.5E+0	2.7E+1	44.4
209	ジプロモクロロメタン							9.1E+2	911.0
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							1.6E+3	1,553.6
211	ハロン-2402								
212	アセフェート					4.1E+3			4,128.3
213	N,N-ジメチルアセトアミド	2.8E+2						1.7E+2	448.4
216	N,N-ジメチルアニリン							1.7E+0	1.7
217	チオスクラム								
218	ジメチルアミン	1.5E+2						4.0E+0	152.5
221	ベンフラカルブ					1.1E+3			1,130.0
222	フェノチオカルブ					3.5E+1			35.0
224	N,N-ジメチルデシルアミン = N-オキシ	1.1E+2			1.9E+4			7.4E+1	19,017.7
225	トリクロロホン					3.7E+3	1.2E+1		3,698.2
227	バラコート					1.3E+3			1,285.0
229	チオファネートメチル					4.8E+3			4,777.5
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	5.8E+2							582.6
233	フェントエート					3.5E+2			351.0

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル					6.0E+1			60.0
237	水銀及びその化合物	2.9E+0							2.9
239	有機スズ化合物	6.6E-1							0.7
240	スチレン	2.6E+3	2.9E+4	5.1E+0				1.4E+3	32,706.7
242	セレン及びその化合物							2.5E-3	0.0
243	ダイオキシン類							1.0E+3	1,040.9
244	ダゾメット					1.9E+4			19,404.0
245	チオ尿素							1.7E+2	166.7
248	ダイアジノン					7.2E+3	9.4E+0		7,220.4
249	クロロピリホス					2.2E+2			218.0
250	イソキサチオン					5.6E+2			562.0
251	フェントロチオン					6.6E+3	7.0E+2		7,343.0
252	フェンチオン					1.9E+2	1.4E+2		325.9
253	プロフェノホス					3.2E+2			320.0
254	イプロベンホス					2.8E+3			2,805.0
255	デカブロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸							2.6E-3	0.0
257	デカノール							7.1E-1	0.7
258	ヘキサメチレンテトラミン							1.0E+3	1,020.7
259	ジスルフィラム	3.3E+2							331.6
260	クロロタロニル					3.6E+3			3,615.1
261	フサライド					1.3E+3			1,326.0
262	テトラクロロエチレン	3.9E+3						1.5E-1	3,937.4
266	テフルトリン					6.2E+1			61.5
267	チオジカルブ					4.2E+2			423.5
268	チウラム	9.0E+2				1.5E+3			2,425.1
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	1.8E-1						8.0E+2	795.9
273	n-ドデシルアルコール							1.1E-5	0.0
275	ドデシル硫酸ナトリウム	1.1E+3			3.4E+4			3.2E+3	38,578.5
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	2.1E+1						1.1E+2	128.4
278	トリエチレンテトラミン	5.5E+0							5.5
281	トリクロロエチレン	8.4E+3						3.3E-1	8,376.8
282	トリクロロ酢酸	5.3E+0						4.3E+1	48.6
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					5.0E+3			4,994.0
286	トリクロピル					4.4E+2			440.0
288	CFC-11							2.0E+4	20,317.1
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							1.3E+2	132.2
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					2.9E+3			2,851.4
294	2,4,6-トリプロモフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2.0E+4	4.5E+3					5.6E+2	24,631.4
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.1E+4	3.3E+4	2.3E+3				2.7E+3	49,768.5
298	トリレンジイソシアネート							1.7E-5	0.0
299	トルイジン							2.2E-5	0.0
300	トルエン	1.6E+5	5.9E+5	6.8E+4				3.2E+4	841,540.9
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	1.9E+1						5.0E+3	4,981.9
305	鉛化合物	3.2E+1		6.5E+2				1.5E+1	694.8
308	ニッケル							1.2E+2	120.6
309	ニッケル化合物	8.8E+0						6.2E+2	632.5
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							2.7E-2	0.0
319	n-ノニルアルコール								

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							4.0E+1	39.9
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド								
323	シメトリン					9.3E+2			930.0
325	オキシシン銅					1.1E+3			1,118.0
326	クロフェンチジン								
328	ジラム					7.8E+2			782.0
329	ポリカーバメート					3.0E+3		6.6E+3	9,560.4
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド							3.9E-1	0.4
331	カズサホス					2.2E+2			219.0
332	砒素及びその無機化合物							9.3E-4	0.0
333	ヒドラジン	7.5E+1						2.0E+3	2,033.4
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							4.0E+0	4.0
336	ヒドロキノ	3.8E+0						5.1E+2	515.8
340	ビフェニル							2.1E+0	2.1
341	ビペラジン							2.3E+2	228.1
342	ピリジン							1.0E+2	101.0
343	カテコール							1.4E+1	13.8
346	2-フェニルフェノール							3.7E+2	372.4
348	フェニレンジアミン							9.4E-2	0.1
349	フェノール	1.3E+1						1.3E+0	14.3
350	ペルメトリン					1.8E+2	3.7E+2		556.2
351	1,3-ブタジエン		3.8E+4					1.7E+3	39,378.0
354	フタル酸ジ-n-ブチル	1.3E+2		6.2E+2				8.1E+1	837.8
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	4.0E+2		1.1E+1				9.4E+0	419.5
357	ブプロフェジン					6.6E+2			660.0
358	テブフェノジド								
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ								
360	ベノミル					9.7E+2			970.0
361	シハロホップブチル					7.3E+2			726.0
362	ジアフェンチウロン					1.1E+3			1,050.0
363	オキサジアゾン					4.0E+2			396.0
364	フェンピロキシメート					1.4E+2			139.0
366	tert-ブチル = ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					1.8E+2			177.0
370	ピリダベン					6.0E+1			60.0
371	テブフェンピラド					1.0E+1			10.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1.6E+3							1,572.8
376	ブタクロール					1.9E+3			1,942.5
377	フラン								
378	プロピネブ					7.0E+2			700.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブロモジクロロメタン							5.1E+2	511.6
382	ハロン-1301								
383	プロマシル					4.4E+2			443.0
384	1-ブロモプロパン							3.1E+1	31.4
385	2-ブロモプロパン								
386	臭化メチル					5.3E+2			534.2
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド	1.5E+2			1.4E+3			1.1E+2	1,611.6
390	ヘキサメチレンジアミン							5.2E-3	0.0
391	ヘキサメチレン = ジイソシアネート								
392	n-ヘキサン	5.8E+4	1.3E+4					2.4E+3	72,691.4
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物								

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	2.6E+1							25.7
398	塩化ベンジル							1.3E-1	0.1
399	ベンズアルデヒド		1.1E+4					4.1E+2	11,640.0
400	ベンゼン	2.3E+3	1.5E+5					1.8E+4	171,540.0
402	メフェナセツト					4.5E+3			4,470.5
403	ベンゾフェノン							6.3E-2	0.1
405	ほう素化合物	3.4E+2					3.2E+1	3.4E+1	404.4
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	8.9E+3			5.1E+5			1.2E+4	529,560.6
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	1.3E+2			6.2E+3			6.1E+2	6,981.0
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	7.4E+2			5.4E+4			1.1E+4	65,463.5
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1.9E+3			4.6E+3			3.1E+3	9,599.1
411	ホルムアルデヒド	2.9E+3	1.1E+5					6.4E+3	122,393.1
412	マンガン及びその化合物	1.3E-1						6.9E+0	7.1
413	無水フタル酸							4.1E-3	0.0
414	無水マレイン酸							1.7E-1	0.2
415	メタクリル酸	5.0E+0						3.7E+1	41.6
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							1.7E-7	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							9.6E-1	1.0
420	メタクリル酸メチル							1.4E+2	137.5
422	フェリムゾン					8.0E+2			800.0
423	メチルアミン							5.1E-3	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					8.0E+1			80.0
427	カルバリル					4.6E+2	1.7E+2		626.7
428	フェノブカルブ					8.0E+0	5.2E+2		529.8
429	ハロスルフロンメチル					3.4E+2			341.1
430	インドキサカルブ								
431	アゾキシストロビン					1.0E+3			1,006.3
432	アミトラズ					4.0E+1			40.0
433	カーバム					1.5E+2			150.0
434	オキサミル					5.8E+1			58.4
435	ピリミノバックメチル					3.3E+2			326.5
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	3.4E+3					5.3E+1	1.3E+3	4,761.3
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド							2.3E+0	2.3
442	メプロニル					1.1E+3			1,080.0
443	メソミル					6.0E+2			604.0
444	トリフロキシストロビン					3.4E+1			33.8
445	クレソキシムメチル					7.4E+2			744.2
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	7.9E+2							787.6
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					1.6E+2			163.4
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	5.3E+1						1.4E-1	53.3
453	モリブデン及びその化合物	5.5E+1						9.0E+2	959.5
455	モルホリン	4.7E+1						1.6E+2	205.3
456	りん化アルミニウム					2.2E+2			220.0
457	ジクロルボス						1.6E+3		1,593.4
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							3.2E-1	0.3
460	りん酸トリトリル							2.4E-3	0.0

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	合計
461	りん酸トリフェニル							2.4E+1	24.2
462	りん酸トリ-n-ブチル							2.3E-2	0.0
合 計		5.1E+5	1.5E+6	2.7E+5	8.8E+5	1.7E+5	5.0E+3	8.0E+5	4,115,912.1

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。